

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年7月11日 06時30分ごろ
発生場所	兵庫県新温泉町浜坂港北東方沖 浜坂港沖防波堤灯台から真方位074°1,900m付近 (概位 北緯35°38.4 東経134°27.8)
事故の概要	漁船第五比羅多記丸は、釣りを行いながら漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年8月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五比羅多記丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	HG3-29619、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損、船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期 潮流 微弱な東流
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、貝漁の目的で、浜坂港北東方沖の浅所が散在する漁場に到着して主船外機を停止し、漂泊を始めた。</p> <p>船長は、カップの上下を着用し、操業中に使用する電動船外機を作動させ、操業を行いながら漂泊中、浅所に接近したことを知り、電動船外機を使用して避けようとしたが、浅所を避けることができず、船尾部が浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、その後、本船が波の影響によりバランスを崩して転覆したとき、海に投げ出されたものの、付近の磯にいた釣り人が救助を要請した渡船業者の船によって救助され、本船は、渡船業者の船でえい航された。</p> <p>船長は、ふだんから浅所が散在するこの漁場で操業しながら漂泊していたが、操業に夢中になり、本船が潮流に圧流され浅所に接近することに気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、浅所が散在する漁場で操業しながら漂泊中、船長が、操業に夢中になっていたことから、潮流に圧流されて浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が浅所が散在する漁場で操業しながら漂泊中、船長が、操業に夢中になっていたため、潮流に圧流されて浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、

次のことが考えられる。

- ・ ふだんから操業を行っている慣れた漁場においても、潮汐の状況に注意を払うとともに、周囲の見張りを行いながら浅所の場所を適切に確かめて操業を行うこと。